右の者に対する外国人登録法違反被告事件について、平成元年四月二六日東京高 等裁判所が言い渡した免訴の判決に対し、被告人から上告の申立があったが、免訴 の判決に対して被告人が上訴することは許されないから、刑訴法四一四条、三八五 条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主

本件上告を棄却する。

平成二年二月二八日

最高裁判所第二小法廷

之		久	野	奥	裁判長裁判官
昭			島	藤	裁判官
_		保	Ш	香	裁判官
郎	次	敏	島	中	裁判官